

# 指定管理者制度導入に関する方針

## 第3 指定管理者制度における基本的な考え方

### 1 公募について

公の施設に指定管理者制度を導入する場合は原則公募とします。ただし、施設の設置目的等に沿った適正な管理を図るために必要と認められるとき、その他市長が特別の事情があると認めるときは、公募しないことができることとします。公募せずに特定の団体を指定することができるのは、次のいずれかに該当する場合とします。

#### <非公募とすることができる基準>

- ①施設の設置目的等に沿った適正な管理を確保するうえで団体が特定される場合
  - ②PFI事業者又は公募設置管理制度の認定計画提出者（都市公園法第5条の6第1項に規定する者）を指定することが効果的であると認められる場合
  - ③近い将来、施設の廃止や大規模改修、民営化等を予定している場合又は施設の管理に関わる計画の策定を行う等5年間の事業計画に大きな影響を及ぼすおそれのある場合
  - ④地域密着型施設で、地域住民等により構成される団体（以下「地元団体」という。）を指定する場合
  - ⑤社会福祉施設などで継続性が特に必要な場合
  - ⑥施設管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
  - ⑦既に指定管理者制度を部分的に導入している施設の全部に指定管理者制度を導入する場合など、現施設と一体的に管理することが効果的であると認められる場合
  - ⑧指定管理期間を直営で運営した場合に、施設の平均年間管理経費が1千万円を下回ることが試算される場合
  - ⑨公募により指定された指定管理者で、過去の評価結果が優良で再度指定することが効果的又は効率的な場合
- ※ これらの施設についても、当該施設を取巻く社会情勢の変化を見定めながら、公募による選定を含め、施設のあり方を見直すものとする。
- ※ ③を理由とした非公募は指定期間を必要最低限の期間とする。
- ※ ⑨を理由とした非公募は次期指定管理期間の1期5年までを上限とする。

### 1-2 公募による指定管理者で、評価結果により非公募とする場合の条件

評価結果による非公募は、次の条件を全て満たす場合に限るものとする。

- (1) 当該施設に対する市の政策（施設の位置づけ）に変更がないこと。
- (2) 建替えや大規模修繕による施設の仕様変更が計画される場合は、計画に応じた指定管理期間とすること。
- (3) 次期指定の協定条件について、市と指定管理者の双方が合意できること。